

第103回世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果について

開催日時：令和5年4月27日

案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項	備考（修正点等）	議員へ情報提供
審議事項	新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更後の基本的な感染対策の考え方及び感染状況の周知方法について	《世田谷保健所》	<p>新型コロナウイルス感染症が「5類感染症」へ変更されることに伴い、以下のとおり5月8日以降の対応について、決定する。</p> <p>(1) 基本的感染対策 令和5年3月31日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡に記載の感染対策に準じた感染対策を推進する。</p> <p>(2) 感染状況の把握 令和5年1月27日付「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について（政府新型コロナウイルス感染症対策本部決定）」のとおり、定点医療機関による感染動向把握に移行する。</p> <p>(3) 区民周知方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的感染対策 区HP、SNS等にて周知する ・ 感染者数の公表 毎週水曜日に区内の定点医療機関が把握した前週の患者数を区HPで公表する ・ 5類変更に伴う各種取り扱い変更点 区HPにおいて、変更点一覧を掲載し、周知する。 	付議のとおり決定する		あり

審議事項	今後の区内施設及び区主催イベント等の対応について	《政策経営部》	<p>新型コロナウイルス感染症が「5類感染症」へ変更されることに伴い、以下のとおり5月8日以降の対応について、決定する。</p> <p>(1) 区民利用施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染防止対策は、利用者・事業者等の主体的な選択を尊重し、判断を委ねることを基本とする。ただし、重症化リスクが高い方が多い場合は、基本的な感染防止対策等の実施を検討する。 ・マスクは個人の判断を基本とし、本人の意思に反して着脱を強いることがないように留意する。 <p>(2) 区主催イベント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染防止対策は、実施所管の所属長の判断とする。ただし、重症化リスクが高い方が多い場合は、基本的な感染防止対策等の実施を検討する。 ・マスクは個人の判断を基本とし、本人の意思に反して着脱を強いることがないように留意する。 <p>(3) 社会福祉施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染防止対策は、各施設等の管理・運営状況に応じた主体的な選択を尊重し、判断を委ねることを基本とする。ただし、重症化リスクが高い方が多い場合は、基本的な感染防止対策等の実施を検討し、対応する。 ・マスクは個人の判断を基本とし、本人の意思に反して着脱を強いることがないように留意する。 <p>(4) 区立小・中学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国及び東京都の通知があり次第、本通知を踏まえ運営方針を決定する。 <p>(5) 対応が変更される場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国や東京都による新たな対応方針が発出された際には変更する場合がある <p>(6) 各区立施設における区職員の基本的な感染防止対策等については、</p>	付議のとおり決定する		あり
審議事項	新型コロナウイルス感染症 第8波の検証について	《保健福祉政策部》	新型コロナウイルス感染症第8波の検証内容について決定する。	備考記載の内容を追記のうえ、付議のとおり決定する	<p>これまでの経緯や対策の目的など、新型コロナウイルス感染症対策の全体像が把握できる内容を追記する</p> <p>各事業等における対応について、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株の出現以外にも、区の感染状況に合わせて対応の見直しを図っていくことを追記する</p>	なし

審議事項	新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う区の実施について (追加)	《子ども・若者部》	新型コロナウイルス感染症が「5類感染症」へ変更されることに伴い、子ども関連施設等支援事業についての対応方針を決定する。	付議のとおり決定する		あり
審議事項	5類変更に伴う新型コロナウイルス感染症対策本部の取扱いについて	《政策経営部》 《総務部》 《世田谷保健所》	新型コロナウイルス感染症が「5類感染症」へ変更されることに伴い、5月8日以降の新型コロナウイルス感染症対策本部の取扱いについて、以下のとおり決定する。 (1)令和2年4月の勤務訓令(世田谷区訓令甲第41号)を廃止し、世田谷区新型コロナウイルス感染症等対策本部条例施行規則2条に基づく「事業継続対策部会」を廃止する (2)新型コロナウイルス感染症対策本部については、世田谷区新型コロナウイルス感染症等対策本部条例施行規則第11条第1項の規定に基づき、継続して設置する。 (3)本部会議の開催については、緊急的な対応の必要性が生じた場合にのみ開催する。なお、事務局については、世田谷保健所を中心に担うこととする。 (4)病原性が大きく異なる変異株が生じた場合等、急速なまん延のおそれがあると認められた場合においては、勤務訓令により、5月7日以前の体制に基づいた「事業継続対策部会」を設置し、当該事業継続対策部会の下で対策本部を運営する。	付議のとおり決定する		なし